

和歌山県妊産婦アクセス支援事業実施要領（案）

（目的）

第 1 妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、自宅又は里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関（以下「分娩取扱施設」という。）までの移動を要する妊産婦の心身的及び経済的負担に鑑み、健康診査や出産にかかる交通費や宿泊費の助成をすることにより、妊産婦の負担軽減を図ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 この事業の実施主体は、市町村とする。

（補助金の交付）

第 3 県は、市町村が第 4 に定める事業を行う場合に、当該市町村に対し、予算の範囲内において別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

（事業内容及び実施方法）

第 4

- 1 市町村は、妊産婦が妊婦健診、産婦健診（産後概ね 1 か月後の健診までに限る。以下同じ。）診療（妊娠・出産に当たって必要な診療に限る。以下同じ。）又は出産のために分娩取扱施設へ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を助成する。
- 2 この要領において「助成対象者」とは、次のいずれかに該当する者であって、事業実施市町村に住民票がある者とする。

（ア） 交通費支援

- ① 住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最寄りの分娩取扱施設（妊産婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。）までの距離が 20km 以上となる妊産婦。
- ② ハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算に相当する疾患を有する等のため、周産期母子医療センター等特定の分娩取扱施設（以下「特定分娩取扱施設」という。）に通院せざるを得ず、住所地から当該分娩取扱施設までの距離が 20km 以上となる妊産婦。

（イ） 宿泊費支援

- 2 の（ア）①又は②に該当する者（以下「交通費助成対象者」という。）であって、住所地から分娩取扱施設まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊産婦（以下、「宿泊費助成対象者」という。）。
- 3 この要領において「対象経費」とは、交通費助成対象者が妊婦健診、産婦健診、診療又は出産のために分娩取扱施設に通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊するために負担した交通費及び宿泊費助成対象者が出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分として、最大 1 4 泊分）とする。なお、それぞれ第 5 により算出した額を助成する。

- 4 この要領において「助成対象期間」は、助成対象者が、妊婦健診、産婦健診、診療又は出産を目的として通院若しくは入院又は待機宿泊を開始した日（以下「妊産婦通院等開始日」という。）から、妊婦健診、産婦健診、診療又は出産を目的とした通院若しくは入院又は待機宿泊が終了した日（以下「妊産婦通院等終了日」という。）までとする。
- 5 助成金の申請は、助成対象者が、住民票のある市町村に対し行う。
- 6 市町村が5の申請を受け付けるに当たっては、「和歌山県妊産婦アクセス支援事業助成金申請書（様式第1号A面）」を用いるものとする。ただし、市町村が別に申請方法等を定める場合はこの限りでない。
- 7 助成対象者が2の（ア）の②に該当する場合は「特定分娩取扱施設確認書（様式第1号B面）」又はそれに準じる書面を添付するものとする。

（助成額の算出方法）

第5 交通費及び宿泊費の助成額は、以下により算出することとする。

（ア） 交通費の助成額

交通費助成対象者が、住所地から対象となる分娩取扱施設まで移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路を利用した際の経費・料金で市町村が適当と認めるものであって、別表1に定める基準単価に通院回数を乗じた額とし、通院回数は別表2に定める回数を上限とする。

ただし、交通費助成対象者で住所地から分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（以下「国事業対象妊婦」という。）については、上記回数から出産にかかる分を除く。

また、国事業対象妊婦の出産にかかる交通費の助成額は「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」（令和6年4月1日付けこ成母第90号・医政発0401第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知。以下、「通知」という。）の6の①により算出された額とする。

（イ） 宿泊費の助成額

宿泊費助成対象者が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ。）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用であって、通知の6の②により算出された額とする。

（分娩取扱施設の範囲及び役割）

第6

- 1 妊産婦が妊婦健診、産婦健診、診療又は出産のために通院若しくは入院する分娩取扱施設は、原則として県内の分娩取扱施設とするが、身体的な状況や移動距離等の理由により、市町村が県外の分娩取扱施設に通院することが適当と認めた場合は、当該分娩取扱施設への通院等を助成対象とすることができる。ただし、住所地から分娩取扱施設までの距離が20km以上である場合に限る。
- 2 特定分娩取扱施設は、第4に規定する市町村の事業の実施に協力するものとし、助成対象者から、第4の7に掲げる書面について記載の求めがあった場合には、当該助成対象者の健診等の実態に即して、書面の所定欄に記入するものとする。

（留意事項）

第 7

- 1 市町村は、「出産・子育て応援交付金」による伴走型相談支援で実施する妊娠届出時や妊娠 8 ヶ月頃の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊産婦の把握に努めるとともに、当該妊産婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。
- 2 本事業による妊産婦に対する交通費及び宿泊費の助成については、出産後に妊産婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法のほか、タクシー事業者や宿泊施設と委託契約を締結した上で、妊産婦に対して当該タクシー事業者や宿泊施設の利用クーポン（第 5 に定める助成額の割引が受けられるもの）をあらかじめ交付する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。
なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。

（その他）

- 第 8 この要領に定めるほか、本事業の推進に当たって必要な事項は、市町村と県が協議のうえ別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 関係）

距離区分	公共交通	自家用車
20km 以上 40km 未満	2,000 円	2,000 円
40km 以上 60km 未満	4,000 円	3,000 円
60km 以上 80km 未満	6,000 円	4,000 円
80km 以上 100km 未満	7,000 円	5,000 円
100km 以上	10,000 円	7,000 円

別表 2（第 5 関係）

対象となった時期	回数上限
妊娠初期 ～ 23 週	1 7 回
妊娠 24 週～ 35 週	1 3 回
妊娠 36 週～	7 回

多胎妊娠の場合は上記回数にそれぞれ 5 回を加えた回数を上限とする。